

「呉市子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）」の見直しについて

1 計画見直しの背景と位置付け

(1) 計画見直しの背景

「呉市子ども・子育て支援事業計画」は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、「すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ」を基本理念として、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、障害児支援、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目的として平成27年3月に策定した計画です。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条の規定に基づく基本的な指針では、市町村は、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には市町村は子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととされているとともに、内閣府作成の「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」（平成29年1月27日、同年6月29日改訂）では、平成28年4月1日時点の実績値が、市町村計画における教育・保育の量などの見込みと比較して10%以上のかい離がある場合には、原則として見直しが必要とされています。

呉市子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育の量や地域子ども・子育て支援事業の量について、市域を分割して提供区域を設定し推計していますが、かい離が10%を超える提供区域があることから、当該計画の見直しが必要であると考えています。

(2) 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付けられる計画であるとともに、次世代育成対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する「市町村行動計画として策定する「次世代育成支援行動計画」と一体的なものとし、次世代育成支援行動計画に記載する項目も含め、呉市の子ども・子育て支援法に係る施策を幅広く記載しています。

本計画は、平成25年度に行った「呉市子ども・子育て支援ニーズ調査」の結果を反映して、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間として策定しています。

2 見直しの内容

本計画の基本理念・基本目標については、変更はありませんが、国が原則として見直しを求めている「量の見込み」の修正のほか、上位計画の見直しによる影響や計画策定後に新たに開始した事業や拡充した制度に係る追加・修正を行います。

また、今後の新たな施策展開が想定される中で、計画策定時と現時点との間で、社会情勢や子育て世帯を取り巻く状況に変化が生じたものや、その後の調査等により新たな課題が浮き彫りになったものなどについて、整合性が取れるよう内容を修正します。

(1) 教育・保育事業及び地域子育て支援事業の量の見込みの見直し

保育所・認定こども園・地域型保育事業・放課後児童会

(2) 新たに取り組んだ施策や制度拡充等による修正

- ・子育て世代包括支援センター
- ・乳幼児等医療費助成
- ・児童虐待防止対策の充実

(3) 新規施策展開を見据えた修正

- ・子どもの生活実態調査の結果を「現状と課題」，「施策の方向性」に反映
- ・女性活躍推進などを支えるため、放課後児童会のニーズが高い地域の様々な実施主体を想定した整備方針を「現状と課題」，「施策の方向性」に反映

(4) 資料編基礎データの時点修正

- ・基礎データの表記修正や追加・削除

3 今後のスケジュール

